

令和4年3月

## 射水市議会定例会議案説明書



議案第 1 号

令和 4 年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 4 年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 4 年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 1 0 号）

議案第 9 号

令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 0 号

令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 1 号

令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 2 号

令和 3 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 号

令和 3 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）

以上 1 3 議案については、別途説明につき説明省略

## 議案第14号

射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明)

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置」のうち令和4年4月1日施行予定の事項について、本市においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

(1) 会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和

会計年度任用職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止するもの。

(2) 会計年度任用職員の部分休業の取得要件の緩和

会計年度任用職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止するもの。

(3) 妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等の義務化

ア 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認を義務化する規定を追加するもの。

イ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対して、申出をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する規定を追加するもの。

(4) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の義務化

育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の措置を講ずることを義務化する規定を追加するもの。

ア 職員に対する育児休業に係る研修の実施

イ 育児休業に関する相談体制の整備

ウ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 2 施行期日

令和4年4月1日

## 議案第 15 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(説明)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、国において、看護職員及び保育士等の処遇改善のための補助事業が創設されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

#### (1) 看護職員処遇改善手当の新設

射水市民病院において、看護師、准看護師又はこれらに準ずると市長が認める職員に対し、月額4,000円の手当を支給するもの。

#### (2) 保育士等処遇改善手当の新設

射水市立保育園、射水市立幼稚園又は射水市立認定こども園に勤務する職員に対し、月額9,000円の手当を支給するもの。

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

条例公布の日

#### (2) 適用期日

令和4年2月1日

## 議案第 16 号

射水市個人情報保護条例の一部改正について

(説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

本条例における「個人識別符号」及び「独立行政法人等」の定義については、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を引用しており、その廃止に伴い、本条例中の引用法律名及び引用条項を改正するもの。

### 2 施行期日

令和4年4月1日

## 議案第17号

### 射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について

#### (説明)

在宅福祉介護手当を増額することにより、介護者支援の充実を図るとともに、支給要件を明確にするため、所要の改正を行うもの。

## 1 改正内容

### (1) 支給要件の明確化

「被介護者」の定義を「本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住している在宅の者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するものとして、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項の規定による要介護認定の通知を受けたもの」とするもの。

### (2) 介護手当の増額

介護手当の額を被介護者1人につき「月額2,500円」から「月額5,000円」に改めるもの。

### (3) その他規定の整備を行うもの(字句の改正)。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

条例公布の日。ただし、1(2)については、令和4年10月1日

### (2) 適用区分

令和4年10月1日以後の介護手当の支給から適用する(1(1)及び1(3)については、公布の日から適用)。

## 議案第18号

### 射水市国民健康保険税条例等の一部改正について

(説明)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

##### (1) 未就学児に係る均等割額の減額

未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の医療分及び後期高齢者支援金等分の均等割額を5割減額するもの。

年 度		令和3年度 (現 行)	令和4年度 (改正後)	令和5年度以降 (改正後)
区 分		税 額 (未就学児1人分)	税 額 (未就学児1人分)	税 額 (未就学児1人分)
医療分 (均等割額)	7割軽減世帯	7,200円	3,600円	3,600円
	5割軽減世帯	12,000円	6,000円	6,000円
	2割軽減世帯	19,200円	9,600円	9,600円
	上記以外の世帯	24,000円	12,000円	12,000円
後期高齢者 支援金等分 (均等割額)	7割軽減世帯	1,980円	1,230円	1,470円
	5割軽減世帯	3,300円	2,050円	2,450円
	2割軽減世帯	5,280円	3,280円	3,920円
	上記以外の世帯	6,600円	4,100円	4,900円

(2) その他規定の整備を行うもの(引用条項の改正及び規定の明確化のための字句の改正)。

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

条例公布の日。ただし、1(1)及び1(2)(引用条項の改正に限る。)については、令和4年4月1日

##### (2) 適用区分

令和4年度分の国民健康保険税から適用する(1(2)規定の明確化のための字句の改正については、公布の日から適用)。

## 議案第19号

### 射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

#### (説明)

幼児及び児童に係る医療費助成の現物給付の対象範囲について、富山県内全域の保険医療機関等とし、また、助成対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大することで、子育て世帯の利便性の向上を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

幼児及び児童に係る医療費助成の現物給付対象範囲及び助成対象者について、次のとおり拡大するもの。

区分	現行	改正案
現物給付 対象範囲	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市の区域に在る保険医療機関等並びに別に市長が契約、協定等を締結した保険医療機関	富山県内全域の保険医療機関等
助成対象者	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

#### 2 施行期日

令和4年4月1日。ただし、助成対象者の拡大に係る規定については、令和4年10月1日



## 議案第 20 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説明)

児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

本市のひとり親家庭等医療費助成の対象者の所得制限については、児童扶養手当を支給する場合の所得制限額を準用しており、施行令の一部改正により、障害基礎年金等を受給している児童扶養手当の受給資格者の所得の範囲に公的年金給付及び遺族補償等が加える特例が設けられたことに伴い、対象者が変動しないようにするため、特例を適用除外とするもの。

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

条例公布の日

#### (2) 適用期日

令和3年3月1日

## 議案第 21 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説明)

射水市子ども医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第140号)による子どもの医療費助成に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、当該情報の情報連携及び庁内連携を行うことができる事務として、本条例で規定しているところ、当該事務に地方税関係情報が不要となったことに伴い、当該事務に係る地方税関係情報の規定を削除するため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

本市の子ども医療費助成事業は、富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金の交付を受けており、当該補助金の交付要件において乳児及び幼児の養育者の所得制限が令和4年4月1日以後、撤廃されることから、本市の子ども医療費助成に関する事務について、地方税関係情報の確認が不要となったため、当該事務に係る地方税関係情報の規定を削除するもの。

### 2 施行期日

令和4年4月1日

## 議案第 2 2 号

### 射水市消防団条例の一部改正について

#### (説 明)

消防団員の報酬等の基準の策定等について(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき、消防団員の報酬の額を改定するとともに、消防団員の休団制度を導入することにより、消防団員の処遇改善を図るため、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

##### (1) 休団制度の創設

長期間職務に従事することができない消防団員について、任命権者の承認を受け、3年を超えない範囲で休団をすることができる規定を追加するもの。

##### (2) 降任及び免職要件の改正

ア 「心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき又は定数の改廃若しくは予算の減少により過員を生じたとき」に任命権者が団員を降任することができることとするもの。

イ 任命権者が団員を免職できるときに「定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき」を加えるもの。

##### (3) 年額報酬の見直し

通知に基づき、団員(基本団員)階級の年額報酬を「24,000円」から「36,500円」に、団員(機能別団員)階級の年額報酬を「12,000円」から「18,500円」に、班長階級の年額報酬を「26,000円」から「37,000円」に、部長階級の年額報酬を「31,000円」から「38,000円」に改めるもの。

##### (4) 出勤報酬の創設

通知に基づき、災害に関する出勤に係る出勤報酬(日額8,000円、半日4,000円)を創設するもの。

##### (5) 団員加入促進手当の廃止

出勤報酬の創設に伴い、団員加入促進手当(年額20,000円)を廃止するもの。

##### (6) その他規定の整備を行うもの(字句の改正)

#### 2 施行期日

令和4年4月1日

議案第23号

射水市大島エントランス広場条例の廃止について

(説明)

大島コミュニティセンターに隣接する大島エントランス広場を大島コミュニティセンターと一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上及び利活用の推進等を図るため、本条例を廃止するもの。

施行期日

令和4年4月1日

## 議案第24号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会 射水市庄西町一丁目17番48号 会長 佐野 幸弘
堀岡コミュニティセンター	堀岡地域振興会 射水市射水町一丁目17番地1 会長 笹林 潤之
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会 射水市海老江1082番地 会長 大久保 辰男
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会 射水市黒河3106番地 会長 高田 秋男
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会 射水市太閤山8丁目4番地1 会長 森田 正範
中太閤山コミュニティセンター	中太閤山まちづくり地域振興会 射水市中太閤山19丁目1番地 会長 江尻 泰将
大門コミュニティセンター	大門地域振興会 射水市大門164番地2 会長 角谷 宗一

### 2 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

### 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	<p>今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、各地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。</p> <p>この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。</p> <p>また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。</p>
過去の実績	<p>庄西地域振興会 庄西コミュニティセンター 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>堀岡地域振興会 堀岡コミュニティセンター 過去において指定管理者となった施設はない。</p> <p>海老江地域振興会 海老江コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>黒河地域振興会 黒河コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>太閤山地域振興会 太閤山コミュニティセンター 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>中太閤山まちづくり地域振興会 中太閤山コミュニティセンター 平成25年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>大門地域振興会 大門コミュニティセンター 過去において指定管理者となった施設はない。</p>

### 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) コミュニティセンターの利用の承認に関すること。
- (3) コミュニティセンターの利用料金に関すること。

## 6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）第5条第5号の規定により公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

堀岡、大門地域振興会は、これまで当該施設の運営等に係る事業委託を受託し施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、新たに指定管理者として選定するもの。

また、庄西、海老江、黒河、太閤山、中太閤山まちづくり地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

## 報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和3年専決処分第63号

令和3年度射水市一般会計補正予算(第8号)

別途説明につき説明省略

## 報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年専決処分第1号

令和3年度射水市一般会計補正予算(第9号)

別途説明につき説明省略